資料１

「川口市地域共生社会推進計画」

における評価報告

川口市

令和８年10月

目的

本報告は、令和６年３月に策定した川口市地域共生社会推進計画に基づく３か年の評価報告で、当該計画の体系をベースに、基本目標及び施策単位での目標達成状況と課題を報告するものです。

川口市地域共生社会推進計画

本計画に基づく施策の進捗状況を把握するとともに、本計画全体の成果についても点検・評価することが重要であることから、ＥＢＰＭ（証拠に基づく政策立案）に基づき、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）の PDCA サイクルによる継続的な改善を図りながら推進していきます。
本報告書はこのサイクルの評価（Check）を目的としています。

報告対象期間

令和６年度から令和８年度（見込み）

目 次

川口市地域共生社会推進計画について

計画の位置づけと進行管理 1
計画の概要 2
川口市地域共生社会推進計画の施策体系 3

基本目標・施策の達成状況について

基本目標１ **包括的な支援体制の整備及び充実** 4

施策（1）属性（高齢・障害など）別から属性を問わない相談支援へ 6
施策（2）支援の申請を待つ「受動型」から「能動型」支援へ 7
施策（3）地域の共生と交流の推進 8
施策（4）孤独・孤立を解消する体制整備 9

基本目標２ **高齢者が健やかに暮らし、活躍できるまちづくり・地域包括ケアシステムの発展** 10

基本目標３ **障害の有無にかかわらず、誰もが地域で支え合い、元気に安心して暮らせるまち** 11

基本目標４ **生活困窮状態からの早期自立に向けた体制の整備** 13

施策（1）生活困窮世帯の就労支援の充実 14
施策（2）生活保護世帯の自立に向けた就労支援の充実 15
施策（3）生活保護世帯の健康維持・医療扶助の適正化 16

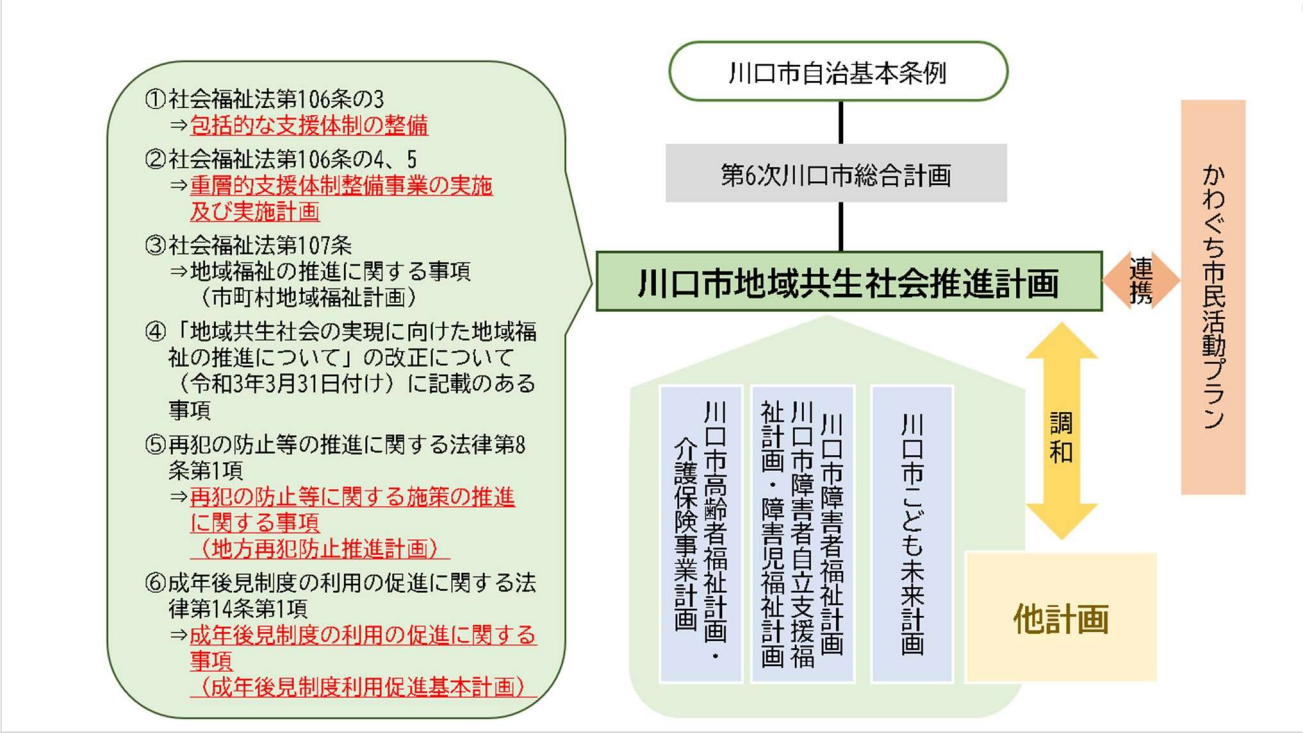
基本目標５ **全ての子どもが健やかに成長できる体制づくり** 17

川口市成年後見制度利用促進計画について 18

川口市再犯防止推進計画について 22

計画の位置づけと進行管理

位置づけ

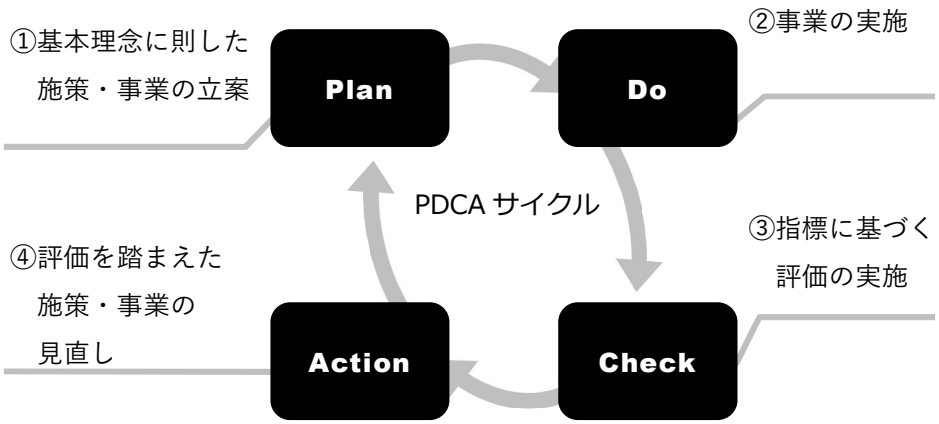


川口市社会福祉審議会　地域福祉専門分科会

地域福祉に関する事項や川口市地域共生社会推進計画の策定や推進に関する事項を調査審議し、その結果を市長に提言します。

進行管理

本計画に基づく施策の進捗状況を把握するとともに、本計画全体の成果についても点検・評価することが重要であることから、PDCAサイクルによる継続的な改善を図りながら推進していきます。



計 画 の 概 要

川口市地域共生社会推進計画

計画の目的

社会福祉法（昭和二十六年法律第 45 号）第 107 条を根拠とし、地域福祉の推進を図ることを目的としています。

社会福祉法第 107 条

1. 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
2. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
3. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
4. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
5. 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

計画の期間

令和６年度
2024 年

→

令和8年度
2026 年

3年間

評価指標の設定

本計画では、社会情勢等を踏まえた機動的な施策の見直しを行うために基本目標と施策に定量的な目標（ＫＰＩ：重要業績評価指標）を設定します。また、評価は目標に対する達成度合に応じて客観的に評価したうえで、その結果を川口市社会福祉審議会地域福祉専門分科会に毎年度報告します。

なお、目標に対する達成度合に応じて、次のとおり、Ｓ・Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄの５段階で評価を実施します。

定量的な目標（ＫＰＩ）に対して
Ｓ：120%超
Ａ：100～120%程度
Ｂ：80～100%程度
Ｃ：50～80%程度
Ｄ：50%程度

施 策 体 系

基本理念

全ての人が、役割と生きがいを持ち、つながり・支え合いながら
安心して暮らし続けられるまち

基本目標		施策
1	包括的な支援体制の整備及び充実	施策（1）属性（高齢・障害など）別から属性を問わない相談支援へ 施策（2）支援の申請を待つ「受動型」から「能動型」支援へ 施策（3）地域の共生と交流の推進 施策（4）孤独・孤立を解消する体制整備
2	高齢者が健やかに暮らし、活躍できるまちづくり・地域包括ケアシステムの発展	各施策については「第９期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」と連動していることから、川口市介護保険運営協議会において評価をするため割愛いたします。
3	障害の有無にかかわらず、誰もが地域で支え合い、元気に安心して暮らせるまち	各施策については「川口市障害者福祉計画（令和 6～11 年度）・第 7 期川口市障害者自立支援福祉計画（令和 6～8 年度）・第 3 期川口市障害児福祉計画（令和 6～8 年度）」と連動していることから、川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会において評価をするため割愛いたします。
4	生活困窮状態からの早期自立に向けた体制の整備	施策（1）生活困窮世帯の就労支援の充実 施策（2）生活保護世帯の自立に向けた就労支援の充実 施策（3）生活保護世帯の健康維持・医療扶助の適正化
5	全ての子どもが健やかに成長できる体制づくり	各施策については「第２期川口市子ども・子育て支援事業計画」及び「第３期川口市子ども・子育て支援事業計画」と連動していることから、川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において評価をするため割愛いたします。

基本目標１　包括的な支援体制の整備及び充実

	評価	3か年の成果と評価理由・今後の課題
3か年総括評価	B	成果指標の一部は目標に達しない見込みであるものの、計画期間の3か年を通じて、包括的な支援体制の整備、地域の交流の場の創出、孤独・孤立対策の推進などに取り組んだ。世代や属性を問わない支援の基盤整備が進み、相談支援機関の連携強化や地域活動の立ち上がりなどにおいて一定の成果が見られたため、本取組は概ね着実に進展したものと評価する。 今後は、支援機関の対応力向上をさらに促進するとともに、支援を必要とする人を早期に把握するなど、課題が複雑化する前の予防的支援に努めていく。

《取組方針》

①属性や世代、相談内容に関わらず一元的に相談を受け止める取組を推進することにより、市内の相談支援体制を強化します。
②庁内における窓口業務等、市民と接する部署において、当該部署が所管する事務内容以外のニーズがあった場合、いわゆる「たらい回し」にならないよう担当部署に適切につなぐ体制を構築します。
③既存の各制度における社会参加支援では対応できない市民に対し、地域活動団体やボランティア団体などの社会資源とのマッチングを行うとともに、こうした社会資源の拡充を図ります。
④自ら支援を求めることができず、支援が必要であるにもかかわらず支援が届いていない市民に対し、課題を解決するよりも関係性の構築を目指す「伴走型支援」を届ける体制を構築します。

■ 成果指標及び目標値・実績値・評価（3か年の推移）

成果指標	計画策定時（R5）	R6実績・評価		R7実績・評価		R8実績・評価（年度末見込み）		備考
「孤独感・孤立感」の市民意識調査において ①「自分には人との付き合いがないと感じる」 ②「自分は取り残されていると感じる」 ③「自分は他の人たちから孤立していると感じる」における「常にある」の回答割合	①13.9% ②3.0% ③3.5%	-	B	-	B	前回調査より減少 **①11.8% ② 3.7% ③ 3.1%**	**B**	上段:目標 **下段:実績**
包括的相談支援事業所における他分野相談受付数	–	34件 **65件**	A	68件 **74件**	B	136件 **84件**	**C**	
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業における支援員の配置数	1人	3人 **3人**	A	4人 **3人**	B	5人 **3人**	**C**	
世代属性を問わない交流の場の数	32か所	52か所 **46か所**	B	72か所 **62か所**	B	92か所 **78ヶ所**	**B**	

■ 成果指標に対する令和8年度の取組内容

成果指標	R8年度の取組内容
「孤独感・孤立感」の市民意識調査において ①「自分には人との付き合いがないと感じる」 ②「自分は取り残されていると感じる」 ③「自分は他の人たちから孤立していると感じる」における「常にある」の回答割合	○重層的支援体制整備事業の地域づくり事業において、世代や属性を問わずに交流できる場の設置促進のため、連絡会の開催や通信の発行を行った。 ○ウエルシア薬局株式会社との連携協定に基づく移動販売で、停留所に集まることにより地域コミュニティを創出した。 ○市内の見守り体制の強化のため、つながりサポーター養成講座を実施した。 ○社会とのつながりの実感を促すため、食糧支援や中古ランドセルの譲渡会を行った。

成果指標	R8年度の取組内容
包括的相談支援事業所における 他分野相談受付数	○包括的相談支援事業所における他分野相談の令和８年度における対応件数を、令和６年度から令和７年度の増加率を勘案して推計すると、目標値を大きく下回る。このことから、包括的相談支援事業所に年に２回訪問し、他分野の相談を受ける意義とその後の連携について周知徹底を務めた。 ○包括的相談支援事業所連絡会を2回実施した。
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業における支援員の配置数	○前年度に引き続き支援員を３人配置した。
世代属性を問わない交流の場の数	○地域活動への意欲がありながら、活動場所の確保等が困難なため立ち上げに至らない団体等に対し、特別養護老人ホーム等の空きスペースとマッチングさせる事業を実施した。 ○重層的支援体制整備事業の地域づくり事業や孤独・孤立対策の取組から生まれた地域活動に対し、活動への助言や広報などの後方支援を行った。

基本目標１　包括的な支援体制の整備及び充実
施策（1）属性（高齢・障害など）別から属性を問わない相談支援へ

〈施策概要〉

①福祉分野の既存制度の縦割りに捉われずに、相談段階では、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、子育て分野の利用者支援事業、生活自立サポートセンターの35か所の相談支援機関が断わらずに広く受け止める相談業務を実施し、相談支援機関の機能強化を図ります。
②相談支援機関が包括的に相談を受け止め、その内容を正確に関係機関につなぐために、相談内容がわかりやすく記載できる情報共有シートを新たに作成し、活用します。また、単独の制度につなぐことで支援が可能な場合などに活用できるよう福祉分野に限らない支援機関一覧を作成し、周知します。
③市内35か所の相談支援機関のほか、庁内においても、相談支援機関を所管する部署を中心に庁内の様々な相談窓口でも断らない受け止めができるよう進めるために、支援の包括化を推進する人員の機能強化を図ります。
④多機関協働事業では、受け止めた課題を丁寧に解きほぐし個々の状況に応じた支援となるよう相談支援機関を支援するとともに連携強化を図ります。
⑤支援機関同士の相談情報の共有に時間を取られることなく迅速に行えるよう、システムを活用したネットワーク化を進めます。
⑥包括的な支援ができるよう多分野の専門職を含めた担当による会議により、個々に応じた支援プランを作成し、継続的な支援を進めます。

■ 成果指標及び目標値・実績値・評価（3か年の推移）

評価指標	計画策定時（R5）	R6実績・評価		R7実績・評価		R8実績・評価（年度末見込み）		備考
庁内包括化推進員数	15人	17人 **17人**	A	20人 **20人**	A	24人 **26人**	**A**	上段:目標 **下段:実績**
支援プラン作成数	8件 （見込）	13件 **11件**	C	18件 **8件**	C	23件 **12件**	**C**	
多機関協働事業主催ケース会議数（重層的支援会議含む）	47件 （見込）	62件 **64件**	B	77件 **42件**	C	92件 **44件**	**C**	

■ 評価指標に対する令和8年度の取組内容

評価指標	R8年度の取組内容
庁内包括化推進員数	○重層的支援体制整備事業の趣旨を鑑み、保健・福祉分野に限らず、多岐にわたる分野の推進員に拡大し、令和8年度は、新たに6課が参画した。 ○庁内連携促進のため庁内包括化推進員会議を定期開催した。
支援プラン作成数	○支援機関等から相談のあった複雑化・複合化した課題のある世帯で、支援に対する同意を得られた事例について重層的支援会議を実施し、支援プランを作成した。
多機関協働事業主催ケース会議数（重層的支援会議含む）	○複雑化・複合化した課題を抱えるケースについて、多機関協働事業による支援会議や重層的支援会議を開催し、関係機関で支援方針と役割分担を共有した。また会議開催に至らない事例についても、電話等により関係機関との支援調整を行った。

■今後の課題

●課題
　支援プラン作成数及びケース会議開催数が目標値を下回っている。本人の同意が得られずプラン作成に至らない事例や、会議を開催せず電話等で調整するケースが多いことから、多機関協働事業担当者による新規相談ケースの受理会議や継続相談ケースの所内会議においては、連携の方法や各機関との調整方法を確認しながら進める必要がある。
　また、庁内包括化推進員の対象分野を拡大し、福祉部門以外の部署とも連携を一層強化するとともに、庁内の適切な連携を通じて必要な支援を届ける仕組みの構築を推進していく必要がある。

基本目標１　包括的な支援体制の整備及び充実
施策（2）支援の申請を待つ「受動型」から「能動型」支援へ

〈施策概要〉

①相談を待って支援を開始する「受動的」支援ではなく、関係機関の開催する会議への参加や出前講座などを通じ、支援が必要であるにもかかわらず届いていない市民のニーズへの気づきを促すとともに、個別ケースがあれば支援を開始する「能動的」な支援に取り組みます。
②相談に出向くことが心理的に難しい方や複雑になってしまった課題に気づくことができずにいる方などのうち、支援の同意を得られない方に対して、連携すべき支援関係機関が情報を共有するため、社会福祉法に基づく支援会議を開催し、モニタリングも行います。

■ 成果指標及び目標値・実績値・評価（3か年の推移）

評価指標	計画策定時（R5）	R6実績・評価		R7実績・評価		R8実績・評価（年度末見込み）		備考
関係会議体への参加回数	87回（見込）	90回 **93回**	B	90回 **96回**	A	90回 **96回**	**A**	上段:目標 **下段:実績**
支援会議での新規情報のモニタリング	企画・検討	実施 **実施**	A	継続 **継続**	A	継続 **継続**	**A**	

■ 評価指標に対する令和8年度の取組内容

評価指標	R8年度の取組内容
関係会議体への参加回数	○関係会議体において重層的支援体制整備事業の趣旨を周知するとともに、生活課題があるにもかかわらず適切な支援が届いてないケースの早期把握に向け、新たに利用者支援事業の会議体に参画した。
支援会議での新規情報のモニタリング	○支援対象者からの同意が得られず専門機関が介入できない世帯への継続した見守り体制を構築するとともに、介入する緊急性を考慮したリスクについて毎月検討会議を実施する予定である。

■今後の課題

●課題

関係会議体への参画にあたっては、住民の生活課題を早期に把握し、必要な予防的支援へ円滑につなげるため、既存の各種会議体の参画効果を検証し、より効率的かつ実効性の高い参画手法の検討と推進を図る必要がある。

また、支援会議におけるモニタリングの管理ケース数は、令和8年度9月末日現在で3世帯にとどまっており、福祉・介護サービス事業所や地域活動団体、見守り活動に関する協定締結事業所などからの情報提供をより一層推進し、地域の要支援世帯の早期発見・支援につなげる必要がある。

基本目標１　包括的な支援体制の整備及び充実
施策（3）地域の共生と交流の推進

〈施策概要〉

①川口市と川口市社会福祉協議会が連携し、地域づくりを担う人材の育成に努めるとともに、次代を担う青少年のボランティアへの関心と活動を高めることを目的に、青少年ボランティア育成事業を実施します。
②福祉分野に限らず広く、興味や関心から始まる地域活動を行う団体の運営を支援します。また、ボランティア活動をする人たちの場の提供や情報の共有等活動の充実を図ります。
③地域における活動の実践・活性化に向けて、民生委員・児童委員、保護司等の担い手を確保するとともに、連携しながら、地域福祉活動のリーダーともなり得る新たな人材を発掘・育成を支援します。
④高齢者のひとり暮らしなど、地域や社会との関わりが薄れがちな人々が増加しており、孤立死といった社会問題への対応を含め、地域における常日頃の見守り活動やそのための仕組みづくりについて支援していきます。
⑤民間事業者等との協定締結により、フードドライブ等新たに立ち上げる活動のモデル地区を設定し開始します。

■ 成果指標及び目標値・実績値・評価（3か年の推移）

評価指標	計画策定時（R5）	R6実績・評価		R7実績・評価		R8実績・評価（年度末見込み）		備考
ボランティア講座修了者数	20人	30人 **28人**	B	30人 **19人**	B	35人 **31人**	**B**	上段:目標 **下段:実績**
フードドライブ設置数	0か所	20か所 **4か所**	D	30か所 **44か所**	A	40か所 **53か所**	**A**	
民生委員・児童委員の定員充足率	93.8%	94.9% **94.3%**	B	95.3% **91.9%**	B	95.6% **93.1%**	**B**	
保護司の定員充足率	92.1%	92.1% **92.9%**	A	92.1% **89.8%**	B	92.9% **88.2%**	**B**	
見守り活動に関する協定締結数	12件 （見込）	14件 **14件**	A	14件 **15件**	A	16件 **19件**	**A**	

■ 評価指標に対する令和8年度の取組内容

評価指標	R8年度の取組内容
ボランティア講座修了者数	○令和8年度はボッチャサポーター養成講座を実施し、31名が修了した。
フードドライブ設置数	○社会的孤立を解消するための食糧支援について周知を図るため、市のイベントに合わせたフードドライブを実施した。 ○令和8年1月から市内38店舗のセブン-イレブンで食糧回収ボックスを常設した。
民生委員・児童委員の定員充足率	○市ホームページ及び広報かわぐちの特集記事により、民生委員・児童委員の活動内容を周知した。 ○イオンモール川口においてPRパネルを展示し、活動への理解促進を図った。 ○民生委員推薦会を随時開催し、担い手の確保に取り組んだ。
保護司の定員充足率	○市ホームページ及び広報かわぐちの特集記事により、保護司の活動内容を周知した。 ○イオンモール川口においてPRパネルを展示し、活動への理解促進を図った。 ○川口市役所本庁舎をイエローライトアップし、社会を明るくする運動及び保護司活動の周知・啓発を図った。 ○保護司候補者検討協議会を2回開催し、候補者の確保に取り組んだ。
見守り活動に関する協定締結数	○令和８年度は新たに金融機関3行及び1団体と協定を締結した。

■今後の課題

●課題
　計画期間の３か年を通じてボランティア講座の修了者数が目標値に達しなかったため、社会福祉協議会と協議の上、募集方法の見直しを行う。
　生活に困窮する世帯の孤立を防ぎ、必要な支援を確実に行うため、食糧支援に関する情報を積極的に周知する。また、フードドライブなどの活動を通じて食糧の回収量を増やし、支援体制の強化を図る。
　見守り活動に関する協定の締結数が着実に増加している実績を踏まえ、今後は単なる拡充にとどまらず、協定締結団体からの要支援者に関する情報提供数の増加をより一層図っていく必要がある。

基本目標１　包括的な支援体制の整備及び充実
施策（4）　孤独・孤立を解消する体制整備

〈施策概要〉

①誰にでも起こりうる孤独・孤立の問題に対して、既存制度を通じた課題解決に加え、住民同士の交流を促進し、住民主体の多世代参加型の居場所を作るため、対象者を限定しない居場所等を立ち上げようとする団体に対し初期費用を助成します。
②地域での緩やかなつながりや、家から出て社会参加する手前の中間的な役割を持つ居場所を作るため、地域の活動団体主体による立ち上げを支援します。
③ひきこもりの方の居場所を運営できる人材を育成します。
④国の統計調査結果から割り出すと、本市のひきこもりの方は、約8,000人と推計されますが、より正確な実態の把握に向けて新たに実態調査を検討します。
⑤ひきこもり当事者同士の悩みを相互に話し合う場として、家族の集いのメンバーのひきこもり当事者のなかで希望者によるオンラインサロンを定期的に開催します。
⑥ひきこもりの方の家族の不安を軽減するために、家族の悩みを傾聴する会を月に1回継続的に開催します。

■ 成果指標及び目標値・実績値・評価（3か年の推移）

評価指標	計画策定時（R5）	R6実績・評価		R7実績・評価		R8実績・評価（年度末見込み）		備考
ひきこもり等の実態調査	-	企画 **企画**	A	調査実施・分析 **調査実施・分析**	A	支援手法に反映 **支援手法に反映**	**A**	上段:目標 **下段:実績**
ひきこもりオンラインサロン開催数	-	企画 **企画**	A	4回 **11回**	A	4回 **12回**	**A**	
ひきこもり対象者等が安心して参加できる居場所設置数	-	1か所 **1か所**	D	2か所 **1か所**	C	6箇所 **1か所**	**D**	

■ 評価指標に対する令和8年度の取組内容

評価指標	R8年度の取組内容
ひきこもり等の実態調査	○市内10ヶ所で「つながり座談会」を開催し調査結果と課題の共有と、地域の自主的な取組について議論した。
ひきこもりオンラインサロン開催数	○令和6年度に１回試行し、令和7年５月以降毎月開催し、令和８年度も毎月開催する予定である。１回の開催で3名程度の参加があり、テーマを決めて自由に談話している。
ひきこもり対象者等が安心して参加できる居場所設置数	○重層的支援体制整備事業の地域づくり事業において、世代や属性を問わずに交流できる場の設置促進のため、連絡会の開催や通信の発行を行った。

■今後の課題

●課題
「川口市人々のつながりに関する基礎調査」の結果やそこから抽出された地域課題を共有し、地域で何ができるかを主体的に考え、自主的な地域活動へとつなげていく協議の場が必要である。
ひきこもり当事者同士がオンライン上で交流できる場について、適切な参加人数を設定したうえで、その人数規模を維持・確保するための効果的な周知方法を検討することが必要である。

基本目標２　高齢者が健やかに暮らし、活躍できるまちづくり・地域包括ケアシステムの発展

	評価	3か年の成果と評価理由・今後の課題
3か年総括評価	B	生きがいがあると感じている高齢者の割合向上に向けて取り組んできたが、3か年ともに目標値に達することができなかったため、改善策の検討が必要であると思われる。 また、地域密着型サービス受給率向上に向け、周知等に取り組んできたが、3か年とも目標値に達することができなかったことから、こちらに関しても、周知のあり方等、抜本的な改善策の検討が必要であると思われる。

《取組方針》

①高齢者一人ひとりが、できる限り住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、健康づくりや介護予防の取組を推進します。
②高齢者一人ひとりがいきいきと自分らしく、楽しい生活が続けられるよう、社会参加や交流の場の充実を図ります。また、認知症や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、本人や家族介護者への支援を充実させます。
③一人ひとりの意思を尊重し、一人ひとりの状態に応じた質の高いサービスが確保されるよう、必要な人材確保をはじめとする介護サービスの基盤整備に努めます。また、将来にわたって持続可能な介護保険事業運営に努めます。
④保健・医療・福祉・介護の連携による地域包括ケア体制の充実により、一人ひとりの意思を尊重した生活の実現を目指します。

■ 成果指標及び目標値・実績値・評価（3か年の推移）

成果指標	計画策定時（R5）	R6実績・評価		R7実績・評価		R8実績・評価（年度末見込み）		備考
要支援認定者の認定更新時における介護度の改善・維持の割合	55.0%	58.0% **58.4%**	A	61.0% **59.2%**	B	65.0% **62.4%**	B	上段:目標 **下段:実績**
生きがいがあると感じている高齢者の割合	50.4%	53.7% **52.1%**	B	57.0% **50.7%**	B	60.0% **43.7%**	B	
家族や友人以外の相談相手がいる高齢者の割合	39.4%	42.7% **50.5%**	A	46.0% **46.3%**	B	50.0% **36.5%**	B	
地域密着型サービス受給率	12%	12% **11.1%**	B	13% **11%**	B	14% **12%**	B	
施設サービス受給率	13%	13% **12.9%**	B	12% **13%**	B	11% **13%**	B	
介護が必要になった場合に「在宅介護」を望む人の割合	50.0%	60.0% **35.3%**	C	70.0% **52.6%**	C	80.0% **38.8%**	D	
終活について何らかの取組を行っている人の割合	27.2%	31.2% **36.5%**	A	35.2% **27.3%**	B	40.0% **21.5%**	C	

■ 成果指標に対する令和8年度の取組内容

成果指標	R8年度の取組内容
要支援認定者の認定更新時における介護度の改善・維持の割合	○新たなフレイルチェック事業は、実施に至っていないが、各種介護予防教室や100歳体操の支援等を実施した。 ○今後は、基本チェックリストの運用変更と併せ、参加者を増やす方策を検討していく。
生きがいがあると感じている高齢者の割合	○地域における交流の場の充実のため老人クラブ活動への助成を行い、老人クラブ活動を支援した。 ○また、協力銭湯の入浴料を週１回及び特定日に半額程度になる高齢者入浴料減免事業を実施し、高齢者の福祉の向上に寄与した。
家族や友人以外の相談相手がいる高齢者の割合	○老人福祉施設「たたら荘」において生きがいづくりアドバイザーの相談受付を年間を通して実施した。 ○さらに、市内２０か所に「地域包括支援センター」を設置し、高齢者本人や家族介護者が抱える様々な問題等についての総合的な相談窓口を開設し、それぞれの相談者に対し、必要な支援に繋げた。
地域密着型サービス受給率	○地域密着型サービス事業者の公募 ○広報かわぐちでの地域密着型サービスの周知 ○キャスティビジョンでの地域密着型サービスの周知 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護チラシの配架
施設サービス受給率	○地域密着型サービス受給者数を増やす。
介護が必要になった場合に「在宅介護」を望む人の割合	○在宅医療・介護の連携拠点として、在宅医療サポートセンターにおいて、医療や介護に関する相談支援の充実を図った。 ○また、地域における多職種間の連携強化のため、多職種が参加する研修会や地域包括ケア学会を開催した。
終活について何らかの取組を行っている人の割合	○昨年度より就活セミナーの実施回数を年3回から4回に増やし、更なる終活の周知啓発を図った。 ○また、内容についてもエンディングノートの伴走支援を行う等周知啓発だけではなく、内容の充実を図った。 今後は更なる終活支援の周知啓発を図り、伴走支援や相談支援など充実を図る。

基本目標３　障害の有無にかかわらず、誰もが地域で支え合い、元気に安心して暮らせるまち

	評価	3か年の成果と評価理由・今後の課題
3か年総括評価	B	計画期間3か年を通じて、民間事業所向け障害平等研修、あいサポートキッズ研修等の開催による障害者の権利擁護の推進、地域生活支援拠点等ネットワーク会議や自立支援協議会各部会の活動による支援体制の充実、障害者週間記念事業におけるアート作品のＰＲ、重度心身障害者医療費助成事業の訪問看護の現物給付開始など、障害者が安心して暮らせるよう障害者施策を実施し、取組は概ね着実に進展したものと評価する。一方、成果指標の一部は目標値に達しない見込みであり、個々の特定相談支援事業所への支援や相談支援事業所や施設の拠点に対する理解促進が課題である。

《取組方針》

①障害者の虐待防止と権利擁護体制を確立するとともに、合理的配慮の提供に向けた取組を推進します。また、様々な機会を通じて広報・啓発活動や福祉教育を推進するとともに、市民のボランティア活動や地域福祉活動への参加を促進するなど、ともに支え合う社会づくりを進めます。
②ソーシャル・インクルージョンの考えのもと、障害者とその家族が身近なところで相談が受けられ、ライフステージに応じた必要なサービスや支援につなげられるよう、相談支援の充実を図ります。また、障害者の自立を促進するための基盤として、サービスを必要なときに利用できるよう、計画的に基盤整備を推進するとともに、サービスの質の向上に努めます。
③障害者一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労の支援・定着と就労機会の拡充を図ります。また、障害者のスポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動に対する支援や生涯学習の機会の充実を図ります。さらに、障害者があらゆる社会活動に参加することができるよう、円滑に利用できる交通環境の整備と障害の特性に応じた移動手段の確保に努めます。
④障害の原因となる疾病等の予防と早期発見に努め、適切な療育につなげる支援体制や療育相談機能を充実します。また、重症心身障害児や医療的ケア児と、その家庭への支援を充実します。さらに、保育・発達相談、専門家による巡回指導、研修等を通じた保育内容や特別支援教育と就学相談の充実を図ります。
⑤心の病の早期発見や生活習慣病の予防など相談や指導体制の充実を図ります。また、周産期医療体制の充実を進めるとともに、乳幼児期における疾病や発達の遅れ、高齢化に伴う疾病等を早期に発見して適切な治療を行い、障害の予防や軽減に努めます。
⑥誰もが快適な生活が送れるよう、ユニバーサルデザインの視点に基づき、障害の特性に配慮した道路や公共施設・都市施設を整備・改善し、バリアフリーのまちづくりを推進します。また、障害の特性に配慮した防災・防犯対策の充実と交通事故の防止に努めます。

■ 成果指標及び目標値・実績値・評価（3か年の推移）

成果指標	計画策定時（R5）	R6実績・評価		R7実績・評価		R8実績・評価（年度末見込み）		備考
障害者が感じる、周囲の人の障害者に対する理解度	45.9%	49.9% **57.0%**	A	53.9% **62.6%**	A	58.0% **68.2%**	A	上段:目標 **下段:実績**
障害者が相談支援事業所に満足している割合	56.6%	58.8% **38.0%**	C	61.1% **39.1%**	C	63.3% **40.2%**	C	
障害者が現在、文化芸術活動に取り組んでいる割合	47.7%	51.4% **37.9%**	C	55.1% **36.9%**	C	58.9% **47.7%**	C	
障害児の保護者が障害者施策に対して満足している割合	33%	38.9% **33.8%**	B	45.1% **38.4%**	B	51.4% **43.0%**	B	
障害者が、必要時の医療機関への受診、日々の適切な健康管理への支援に満足している割合	-	54.3% **49.2%**	B	57.5% **53.4%**	B	60.6% **57.6%**	B	
障害者にとっての川口市の住みやすさ	33.3%	37.8% **58.1%**	S	42.2% **58.5%**	S	46.7% **58.9%**	S	

■ **成果指標に対する令和8年度の取組内容**

成果指標	R8年度の取組内容
障害者が感じる、周囲の人の障害者に対する理解度	○障害者差別の解消に向けた民間事業所向け障害平等研修を開催し、障害者差別解消法に関する普及啓発を図っているが、制度周知の課題がある。 ○障害がある人もない人もみんなで共に生きようとする「あいサポートマインド」を持って行動する子どもたちを育てるため、あいサポートキッズ研修を実施、啓発をすすめているが、人的時間的な課題がある。
障害者が相談支援事業所に満足している割合	○基幹相談支援センターにおいて、障害者や家族等からの相談に応じるとともに、 市内の特定相談支援事業所を対象に事業所連絡会を開催し、困難事例の検討や必要な情報の提供及び助言等を行ったが、個々の特定相談支援事業所への支援が行き届かないことがある課題がある。 ○障害者の重度化・高齢化や親なきあとへの備え、「親なきあと」相談広場を市内の公民館や庁舎で開催するとともに、事業者の保護者会や家族会などの要望により意見交換会なども実施しているが、相談支援事業所や施設の拠点に対する理解促進が課題である。 ○緊急時の受け入れ対応を迅速に図るため川口市地域生活支援拠点等ネットワーク会議において、相談支援事業所と拠点機能を担う事業所が利用登録希望者の情報を共有し、平時からの連携を図っているが、登録後のメリットを感じにくい課題がある。
障害者が現在、文化芸術活動に取り組んでいる割合	○障害者週間記念事業において、アート作品を展示するブースを設け、障害者アートのPRを行ったが、作品展示を行う事業所を増やすことが課題である。 ○障害のある方向け市町村ワークショップとして、臨床美術体験を企画し、障害者が参加するアート活動を実施する。作品は、川口市立アートギャラリー・アトリアに展示する。
障害児の保護者が障害者施策に対して満足している割合	○児童発達支援センターの中核機能の検証や、市内の障害児通所支援事業所連絡会を開催し、質の向上および事業所間の情報交換の場を設けているが、参加事業所が少ないことが課題である。 ○医療的ケア児等の地域での暮らしの一助となるよう、医療的ケア児の総合支援ガイドブックを作成するとともに、医療的ケア児等コーディネーター連絡会を開催し、コーディネーター┈間の情報交換や支援内容の共有の確認をすすめているが、必要としている方の状況確認が課題である。
障害者が、必要時の医療機関への受診、日々の適切な健康管理への支援に満足している割合	○川口歯科医師会と連携し、障害者通所施設に訪問し、歯科医師による歯科健康診査、歯科衛生士による歯科保健指導、フッ化物塗布を実施しているが、効果を確認できていないことが課題である。
障害者にとっての川口市の住みやすさ	○災害時に支援の必要な障害者等（要支援者）を把握するため、避難行動要支援者登録制度への登録更新を促進し、災害時に活用できるよう整備を推進し、また、平常時から要支援者と接している民生委員・児童委員や消防団、自主防災組織、社会福祉協議会等の福祉関係者とも連携を図っているが、情報の登録から共有までに時間を要する。

基本目標４　生活困窮状態からの早期自立に向けた体制の整備

	評価	3か年の成果と評価理由・今後の課題
3か年総括評価	B	計画期間３か年を通じて、生活困窮者や被保護者に対して適切に就労支援を行うことで、就職や保護脱却に向けたアプローチができた。また、レセプトデータ分析による生活習慣病重症化予防対象者への保健指導をはじめとする健康管理事業の推進・拡充により、疾病の早期発見や進行を抑制し、医療扶助の適正化と生活保護受給者が健康的に生活できるよう支援することができた。自立支援事業については、成果指標の一部が目標値に達しない見込みであるものの、取組については方針のとおり、計画に沿って進展したものと評価する。今後は、さらなる就職者数の増加に向けた対象者の就労意欲の向上や被保護者の健康意識の改善と健診受診率の向上が課題である。

《取組方針》

①生活保護に至る前の自立支援策の強化を図り、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口となる自立相談支援事業の実施、就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付する住居確保給付金の支給など、早期に自立できるようサポートを行っていきます。
②生活保護受給者に対する就労支援の強化を行い、生活保護からの経済的自立を支援していきます。また、高齢の受給者に対して社会参加のきっかけを提供し、健康維持や介護予防を図ります。
③レセプトデータの分析により、生活習慣病重症化予防対策対象者への保健指導をはじめとする健康管理支援事業を推進・拡充することにより、疾病の早期発見や進行を抑制し、医療扶助の適正化を図るとともに、生活保護受給者が健康的に生活できるよう支援していきます。

■ 成果指標及び目標値・実績値・評価（3か年の推移）

成果指標	計画策定時（R5）	R6実績・評価		R7実績・評価		R8実績・評価（年度末見込み）		備考
自立相談支援事業による就労支援プラン対象者の就職者数	135人	329人 **81人**	C	437人 **78人**	C	437人 **80人**	**C**	上段:目標 **下段:実績**
就労自立による生活保護廃止世帯数	89世帯	96世帯 **85世帯**	A	103世帯 **131世帯**	A	111世帯 **150世帯**	**A**	
糖尿病性腎症重症化予防指導の実施対象者における、顕性腎症期（Ⅲ）から腎不全期（Ⅳ）への移行者数	-	0人 **0人**	A	0人 **0人**	A	0人 **0人**	**A**	

■ 成果指標に対する令和8年度の取組内容

成果指標	R8年度の取組内容
自立相談支援事業による就労支援プラン対象者の就職者数	○相談者の実情に応じて就労支援プランを作成し、就職先の検討、履歴書作成や面接練習のフォローなどの就労支援を行ったほか、対象者の掘り起こしのため出張相談会を４回実施（令和９年３月実施予定）。住まいに関する相談、支援において、庁内の連携体制として、住宅部局との組織的な情報共有・連携が課題であるが、80人を就職に結びつけることができた。
就労自立による生活保護廃止世帯数	○個々の課題を抱え求職活動に不安を覚える被保護者に対し、被保護者個々の適性、状況に応じた助言、分析をハローワークとの川口市福祉・就労支援連携事業、就労支援委託事業により実施することができ、就労支援強化につながった。実績においても前年度を上回る結果となった。課題は就労支援の利用促進であり、現業員（CW）による就労指導とともに、丁寧な事業説明により就労支援利用者増加に努める。 ○高齢受給者の社会参加のきっかけ等を目的としたシルバー人材センター入会説明会を開催するも入会者はわずかであった。こちらもシルバー人材センターの役割や利用方法を丁寧に説明し、参加者の増加に努める。
糖尿病性腎症重症化予防指導の実施対象者における、顕性腎症期（Ⅲ）から腎不全期（Ⅳ）への移行者数	○レセプトデータの分析により、糖尿病性腎症の該当者を抽出。そのうち30名に対し、委託先の保健師による保健指導（面談２回、電話による経過確認を４回）を実施する。生活習慣等の改善により進行を抑制させるため、保健指導後も担当ケースワーカーにより随時健康状況を確認するなど、継続的な支援の実施が課題である。

基本目標4　生活困窮状態からの早期自立に向けた体制の整備
施策（1）生活困窮世帯の就労支援の充実

〈施策概要〉

①生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階で早期相談につなげ、就労などの早期支援に努めます。
②自治体職員と生活自立サポートセンター内の相談支援員・就労支援員等で構成する、支援調整会議を定期的に開催し、自立に向けたプランが適切であるかどうか、個別の支援についてカンファレンスを実施します。
③就職困難者向けに、生活習慣と生活リズム・就職活動に入る前段階のスキルアップ・就労意欲の向上を目的に就労体験等のプログラムを実施します。

■ 成果指標及び目標値・実績値・評価（3か年の推移）

評価指標	計画策定時（R5）	R6実績・評価		R7実績・評価		R8実績・評価（年度末見込み）		備考
自立相談支援事業による新規相談件数	990件	1,467件 **793件**	C	1,944件 **710件**	C	1,944件 **900件**	**C**	上段:目標 **下段:実績**
一人ひとりの状況に応じ、自立に向けた支援プラン作成件数	146件	733件 **68件**	C	972件 **75件**	C	972件 **100件**	**C**	
自立した生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数	146件	439件 **42件**	C	583件 **44件**	C	583件 **60件**	**C**	

■ 評価指標に対する令和8年度の取組内容

評価指標	R8年度の取組内容
自立相談支援事業による新規相談件数	○生活に困りごとや不安のある方、経済的に不安のある方などから900件の相談を受け付け、現状の課題を把握・整理し、自立した生活が送れるよう支援を実施することができた。なお、コロナ禍以後の相談件数は横ばいで推移している。
一人ひとりの状況に応じ、自立に向けた支援プラン作成件数	○自立へ向けた支援プランを100件作成するとともに、月に2回支援調整会議を開催し、支援についてカンファレンスを行い、一人ひとりの状況に応じた支援を実施することができた。
自立した生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数	○支援プランに就職支援が盛り込まれた60件の方に対し、状況に応じた就労先の検討や応募書類の作成準備のフォローなどを行った。また、就職者に対し、就職後も定着するまでのフォローを行い、就労による生活の安定に寄与することができた。

■今後の課題

●課題
　多様化している住まいに関する相談について、相談の内容に応じて、生活保護や居住支援法人など適切な窓口へつなげていくことが課題である。
　また、就労支援においては、就労経験の少ない方や高齢の方など、早期就労に至らない方に対する効果的な就労支援の手法や、就職後に早期に離職された方が再就職に至るまでのモチベーションの維持が課題である。

基本目標4　生活困窮状態からの早期自立に向けた体制の整備
施策（2）生活保護世帯の自立に向けた就労支援の充実

〈施策概要〉

①保護受給者の個々の課題を正確に把握し、早期の就職が実現できるよう支援を行います。
②就労を通じた生きがい・健康づくり・社会参加を目的に、シルバー人材センターへの入会の機会を提供します。

■ 成果指標及び目標値・実績値・評価（3か年の推移）

評価指標	計画策定時（R5）	R6実績・評価		R7実績・評価		R8実績・評価（年度末見込み）		備考
福祉・就労支援連携事業（被保護者）による就職者数	90人	100人 **64人**	B	111人 **80人**	B	122人 **88人**	C	上段:目標 **下段:実績**
被保護者就労支援事業による就職者数	127人	145人 **99人**	B	164人 **124人**	B	183人 **136人**	C	

■ 評価指標に対する令和8年度の取組内容

評価指標	R8年度の取組内容
福祉・就労支援連携事業（被保護者）による就職者数	○埼玉労働局との協定に基づき福祉事務所内に常設窓口を引き続き設置する。この窓口は求人を斡旋するのみではなく、個々の状況を聴取し、分析しながら、個々の特性に適した就労支援を実施する。 ○生活保護申請者・受給者を対象に職業相談・職業紹介、就労支援セミナー（２回）を開催する。
被保護者就労支援事業による就職者数	○一般就労に向けて、個別支援が必要な被保護者に対し、協力企業を始めとした様々な社会資源と連携を図りつつ、簡易な就労意欲喚起や、個々の状況に応じた就労意欲を喚起する能力開発、職業訓練を実施する。 ○就労に結びつかない要因を分析し、課題解決の助言をする等、個々の適性に応じた就職支援を行う。 ○また、単に求人募集を集めるのみではなく、就労支援事業の一環として独自に求人開拓し、被保護者へ求人情報を提供する。 ○そしてシルバー人材センターとの連携により、高齢者への生きがい作り、社会参加を目的にセンター入会説明会を開催する。

■今後の課題

●課題
　参加を拒む被保護者がいる点である。就労支援に関しては自身で自らの特性に適した求人を探したいとの思いから利用を拒む事例がある。現業員（CW）を通して、就労支援は就労阻害要因を個別に分析し、個々の就労阻害要因に応じて支援するものであることを丁寧に説明し、利用を促すことが必要である。

基本目標4　生活困窮状態からの早期自立に向けた体制の整備
施策（3）生活保護世帯の健康維持・医療扶助の適正化

〈施策概要〉

①レセプトデータの分析により、重複受診・頻回受診・向精神薬重複処方・後発医薬品の利用について指導を行います。また、生活習慣病重症化予防対策対象者への保健指導を行い、疾病の早期発見や進行を抑制し、医療扶助の適正化を図ります。
②保健師による保健指導を実施し、糖尿病性腎症の重症化を予防し、人工透析への移行を防ぎます。
③レセプトデータから生活習慣病の治療中断者を抽出し、保健師による医療機関への受診勧奨を行うことで、診療再開による病状の悪化を防止します。
④生活習慣病の早期発見のためにケースワーカーによる健康診査の受診勧奨を行います。

■ 成果指標及び目標値・実績値・評価（3か年の推移）

評価指標	計画策定時（R5）	R6実績・評価		R7実績・評価		R8実績・評価（年度末見込み）		備考
糖尿病性腎症重症化予防のための保健指導実施数	-	30人 **29人**	B	30人 **30人**	A	30人 **30人**	**A**	上段:目標 **下段:実績**
治療中断者への受診勧奨により治療を再開した人数	-	40人 **324人**	S	80人 **195人**	S	120人 **195人**	**S**	
健康診査受診率	8.4%	20% **11.8%**	C	継続 **14.3%**	C	583件 **14.3%**	**C**	

■ 評価指標に対する令和8年度の取組内容

評価指標	R8年度の取組内容
糖尿病性腎症重症化予防のための保健指導実施数	○レセプトデータの分析により、糖尿病性腎症の該当者を抽出。そのうち30名に対し、委託先の保健師による保健指導（面談２回、電話による経過確認を４回）を実施する。
治療中断者への受診勧奨により治療を再開した人数	○レセプトデータ等の分析により、治療中断者及び健診異常値放置者を抽出し、該当者約300名に対し、受診勧奨（通知１回、電話１回）を実施する。
健康診査受診率	○40歳以上の被保護者500名に対し、健康診査受診勧奨パンフレットを送付する。また、健康診査に関してコールセンターを設置し、対象者からの相談等への対応を実施する。

■今後の課題

●課題
　生活習慣病の早期発見・重症化予防のため、被保護者の健康意識の改善と健康診査の受診率の更なる向上が課題である。
　また、糖尿病性腎症重症化予防のための保健指導について、全ての指導を完了できない対象者もいるため、参加意欲のある対象者の抽出が課題である。

基本目標５　全ての子どもが健やかに成長できる体制づくり

	評価	3か年の成果と評価理由・今後の課題
3か年総括評価	B	令和７年度から開始した「川口市こども未来計画」に基づき、引き続き、全てのこどもが健やかに成長できる体制づくりを推進する。 保育所等利用待機児童については、既存施設を活用しながら解消に向けた取り組みを進める。

《取組方針》

①市民、事業者、民間団体、教育関係者等、地域の力を総動員し、質の高い保育を適切に提供するとともに、保護者が地域とつながりながら子育てのできる環境づくりをさらに進めます。
②出産前から子どもと保護者の健康を継続的に支える体制を強化します。さらに、地域組織、ボランティア、ＮＰＯ・民間団体、学校と協力して、子どもの成長段階に応じた居場所づくりの拡充を図ります。また、外国籍の子どもが日本人と同じく成長できるよう、日本語学習に対する支援を図ります。
③多くの市民や企業の協力の下、地域全体で子育てを応援する機運を高めていくとともに、子どもの重大な権利侵害である児童虐待への対応強化に取り組みます。
④家庭の状況や障害の有無等に関わらず、子どもの「社会を生き抜く力」を育む環境づくりに向けて学習環境の保障と体験活動の機会を拡充するとともに、子どもの発達を支える連携拠点・情報発信の機能強化を図ります。

■ 成果指標及び目標値・実績値・評価（3か年の推移）

成果指標	計画策定時（R5）	R6実績・評価		R7実績・評価		R8実績・評価（年度末見込み）		備考
保育所等利用待機児童数	10人 （令和5年度）	0人 **10人**	C	0人 **9人**	B	0人 **7人**	**B**	上段:目標 **下段:実績**
市が運営するつどいの広場の利用者数	88,244人 （令和4年度）	前年度より増加 **100,758人**	B	前年度より増加 **96,165人**	B	前年度より増加 **79,222人**	**B**	
全ての妊産婦等に対する伴走型相談支援の実施	事業開始 （令和4年度）	全ての妊産婦等を支援 **97.15%**	B	全ての妊産婦等を支援 **99%**	B	全ての妊産婦等を支援 **99%**	**B**	
児童センター・こども館の利用者数	75,473人 （令和4年度）	前年度より増加 **115,050人**	A	前年度より増加 **119,204人**	A	前年度より増加 **113,847人**	**B**	
小学校修了前の児童全ての状況把握と安全確認	実施中	引き続き継続 **引き続き継続**	B	引き続き継続 **引き続き継続**	B	引き続き継続 **引き続き継続**	**B**	
子どもの生活・学習支援事業の学習教室参加率	11.4% （令和4年度）	13% **14.7%**	A	13% **14.1%**	A	13% **15.0%**	**A**	

■ 成果指標に対する令和8年度の取組内容

成果指標	R8年度の取組内容
保育所等利用待機児童数	○待機児童数０の目標は達成していないものの、年々減少していることから、B評価とした。
市が運営するつどいの広場の利用者数	○商業施設にて出張型の子育て世帯向けイベントを行うことで、事業の周知を図った。また、広報かわぐち、情報メールにてイベント・講座情報等を発信し、事業の周知を図っていく。
全ての妊産婦等に対する伴走型相談支援の実施	○妊娠届出時から妊婦や子育て家庭に対し、出産・育児等の見通しを寄り添って立てるための面談や継続的な情報を発信し、主に妊娠届出時及び新生児訪問時に経済的支援を実施する。
児童センター・こども館の利用者数	○各施設での定期的なイベントの開催や相談事業の体制も整えたが利用者数の増加につながっていないため今後も関係各所と連携し周知を徹底する。
小学校修了前の児童全ての状況把握と安全確認	○巡回支援事業、小学校１年生訪問、未就園児等全戸訪問事業、子ども家庭相談及び発達相談支援事業等を通じて、児童虐待の早期発見、啓発に努めていく。
子どもの生活・学習支援事業の学習教室参加率	○関係機関と連携し利用区分ごとに十分な周知を行ったことから、利用率が増加する予定。

川口市成年後見制度利用促進計画

計画の位置づけ

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項に定める市町村成年後見制度利用促進基本計画として位置づけられるもの。

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

計画の期間

令和６年度
2024 年

→

令和8年度
2026 年

3年間

国の成年後見制度利用促進基本計画の３つの基本方針

①地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- 単に制度利用者の増加を目的とするのではなく、どの地域においても制度利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を目指す
- 本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけ、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実を図る

②尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善

- 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用を図る
- 本人にとっての制度利用の必要性や制度以外の権利擁護支援による対応の可能性を考慮した上で、適切に制度が利用されるよう連携体制等を整備すること
- 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
- 任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること
- 不正防止等の方策を推進すること

③司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

- 福祉と司法の連携強化を図る

取 組 内 容

計画期間中の取組内容を掲載しています。

１．成年後見センター（中核機関）事業

（1）成年後見制度に関する相談対応及び申立支援

（2）成年後見制度の普及・啓発に関すること

（3）市民後見に関すること

（4）関係機関との連携体制の構築

２．成年後見制度利用支援事業

（1）市長申立て

（2）報酬助成

川口市成年後見制度利用促進計画

	評価	3か年の成果と評価理由・今後の課題
3か年総括評価	B	各成果指標において概ね目的は達成したと考えている。委託している川口市成年後見センターとは事あるごとに話し合いを重ね、お互いに任せきりにするのではなく協力し合いながら、市民が成年後見制度を理解し、活用できるよう努めてきた。しかし、まだまだ川口市成年後見センターや成年後見制度を知らない市民も多く、今後も制度等含め周知・啓発が必要であることからB評価とした。 また、市民後見人の選任数が伸び悩んでいる理由として、研修修了後の活躍の場が少ないことによる経験不測の不安、モチベーションの維持困難等につながっていると考え、令和8年度からは川口市成年後見センターの相談窓口に同席することによる経験値の向上、エンディングノートの伴走支援を行うことで自身のアピール及び相談機会の創出により、活躍の場は少しずつ増えてきていることから、今後も活躍の場を増やすことが課題である。

《基本方針》

①地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進
単に制度利用者の増加を目的とするのではなく、どの地域においても制度利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を目指します。
本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけ、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実を図ります。
②尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善
本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用を図ります。
本人にとっての制度利用の必要性や制度以外の権利擁護支援による対応の可能性を考慮した上で、適切に制度が利用されるよう連携体制等を整備します。
成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させます。
任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めます。
不正防止等の方策を推進します。
③司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり
福祉と司法の連携強化を図ります。

■ 各年度の評価

成果指標	計画策定時（R5）	R6評価	R7評価	R8評価（年度末見込
1．成年後見センター（中核機関）事業				
成年後見制度に関する相談対応及び申立支援	●成年後見制度に関する相談 ●申立支援 ●成年後見人等の支援	B	B	**B**
成年後見制度の普及・啓発に関すること	●セミナーの開催、パンフレット・チラシ等の作成、出張講座等	A	A	**A**
市民後見に関すること	●市民後見人養成のための研修の実施 ●研修修了者の活動支援	A	B	**A**
関係機関との連携体制の構築	●地域連携ネットワークの拡充 ●後見ニーズの把握・センター機能の周知 ●専門機関との連携・相談体制の整備	A	A	**B**
2．成年後見制度利用支援事業				
市長申立て	●成年後見制度の市長申立て支援	B	B	**B**
報酬助成	●成年後見人等への報酬費用助成	A	A	**A**

■ **R8年度の取組内容**

成果指標	R8年度の取組内容
1．成年後見センター（中核機関）事業	
成年後見制度に関する相談対応及び申立支援	○川口市成年後見センターにて、市民及び関係機関からの成年後見制度に関する相談や、後見的支援を必要とする本人及びその親族、関係機関から申立手続きの相談などを、電話・メール、来所、訪問等で受け付け、情報提供や適切な助言、申立支援を実施する。 ○相談件数は昨年度対比で大きな変化はない。
成年後見制度の普及・啓発に関すること	○成年後見制度の普及・啓発に加え正しい理解を深めるために、市内各団体からの依頼に基づく出前講座、各専門職団体等に講師を依頼し市民を対象とした講座、昨今関心の高い終活について成年後見制度を絡めた市民向け講座を実施する。特に就活セミナーについては昨年度より実施回数を増やし、内容についても講義だけではなく、エンディングノートの伴走支援など内容の充実も図っていく。 ○同センターの周知啓発が行われ関係者間での周知は進んでいるが、市民は知らない方も多く更なる周知啓発が必要である。
市民後見に関すること	○同じ地域に暮らす住人として成年後見制度が必要な方と同じ目線で考え、相談し合える、寄り添い方の支援を行う市民後見人の養成研修を行う。 ○また、養成研修修了者については法人後見支援員としての活躍の場を提供していたが、更なる活躍の場として活躍を希望する法人後見支援員にエンディングノートの書き方講座を実施し、市民向け就活セミナーにて参加者にエンディングノートの書き方の伴走支援を行った。また、成年後見制度を利用したい方が、どのような問題を抱えているのか学ぶために川口市成年後見センターの窓口業務に同席し、相談業務を学んでいく。
関係機関との連携体制の構築	○成年後見の相談業務に携わっている団体や機関が各々の事業内容を把握し、連携を深めるために情報交換会を1回実施した。 ○令和7年度までは年2回（1回50名）実施していたが、各士業（弁護士、司法書士、社会福祉士等）は団体で人数も多く各回人数を分けて参加していたが、各団体は都合によりどちらかしか参加できないこともあったため、より顔の見える関係性を作り連携を図れることを目的とし、年1回100名参加とすることにした。
2．成年後見制度利用支援事業	
市長申立て	○成年後見制度の利用が必要な状況であるものの、本人や親族等による後見等開始の申立てが難しい場合に、本人に代わって家庭裁判所へ後見等開始の審判請求を行っていく。 ○来年度以降民法改正により成年後見制度も大幅に制度変更が行われる予定であるため、今後も国の動向に注視する。
報酬助成	○成年後見制度を利用している方が、自身の財産状況等から成年後見人等への報酬を支払うことが困難な場合に報酬費用を助成する。 ○死亡月の成年後見人等の事務について、事務量の多さに報酬額が見合っていない課題があるため、家庭裁判所との連携を図る。

川口市再犯防止推進計画

計画の位置づけ

再犯の防止等の推進に関する法律第８条第１項に定める地方再犯防止推進計画として位置づけられるもの。

再犯の防止等の推進に関する法律第８条第１項

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

計画の期間

令和６年度
2024 年

→

令和8年度
2026 年

3年間

国の再犯防止推進計画の５つの基本方針

①国・地方・民間の緊密な連携協力の確保

犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力を確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。

②切れ目のない指導及び支援の実施

犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。

③犯罪被害者等の存在を十分に認識して実施

再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。

④社会情勢等に応じた効果的な施策の実施

再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとすること。

⑤広報等による国民の関心と理解の醸成

国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

取組方針

計画期間中の取組方針を掲載しています。

①就労の確保支援
②住居の確保支援
③学校と連携した学び、就学支援の充実
④保健医療・福祉サービスの利用の促進
⑤民間協力者の活動の促進
⑥広報・啓発活動の推進

川口市再犯防止推進計画

	評価	3か年の成果と評価理由・今後の課題
3か年総括評価	B	保護司による処遇面談場所の確保や、重層的支援体制整備事業による包括的な相談支援体制の構築等により、保護司の活動支援体制の強化を図ることことができた。今後も、市と川口地区保護司会などの関係団体が緊密に連携し、犯罪を犯した人が社会で孤立することなく、再び社会の一員として輝けるよう、就労支援や住居確保支援など直接的な支援の強化を図るとともに、保護司の新たな担い手確保に向け、更生保護や保護司の活動を周知していく。

《基本方針》

①国・地方・民間の緊密な連携協力の確保
犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力を確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進します。
②切れ目のない指導及び支援の実施
犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようします。
③犯罪被害者等の存在を十分に認識して実施
再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行います。
④社会情勢等に応じた効果的な施策の実施
再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものにします。
⑤広報等による国民の関心と理解の醸成
国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものにします。

■ 各年度の評価

成果指標	計画策定時（R5）	R6評価	R7評価	R8評価（年度末見込み）
就労の確保支援	●就労に関する一体的な支援 ●協力雇用主の拡大・制度周知 ●協力雇用主への優遇措置 ●市職員として雇用	B	C	**B**
住居の確保支援	●市営住宅の情報提供 ●その他住居情報提供の支援	C	C	**C**
学校と連携した学び、就学支援の充実	●保護司と学校の連携 ●就学等教育の相談・支援	B	B	**B**
保健医療・福祉サービスの利用の促進	●重層的支援体制整備事業の本格実施 ●社会からの孤立防止	A	A	**A**
民間協力者の活動の促進	●保護司の人員増への取組 ●保護司等の活動への支援	A	B	**B**
広報・啓発活動の推進	●社会を明るくする運動の推進・啓発	C	B	**A**

■ **R8年度の取組内容**

成果指標	R8年度の取組内容
就労の確保支援	○川口市生活自立サポートセンターにて、ハローワークと連携しながら就労支援を継続して実施する。 ○埼玉県就労支援事業者機構の事業内容及び埼玉県立高等技術専門校のカリキュラムを保護司会に周知した。 ○一定の基準を満たした協力雇用主を新たに社会福祉功労者等表彰の対象に加え、第４５回社会福祉大会において、協力雇用主１社を表彰する。
住居の確保支援	○市営住宅の情報提供を実施する。
学校と連携した学び、就学支援の充実	○保護司会が主催する青少年保護育成公開ケース研究会の開催支援を実施する。 ○市内小中学校の生徒を対象とした「社会を明るくする運動作文コンテスト」の一次審査の実施を支援する。
保健医療・福祉サービスの利用の促進	○重層的支援体制事業の実施により、包括的な相談支援体制が構築され、各相談支援機関と連携を図り、対象者の状況に応じた適切な支援を行う。
民間協力者の活動の促進	○川口地区保護司の充足率88.2%は、県平均を5.5ポイント上回った。 ○“社会を明るくする運動”など、川口地区保護司会が主催する諸活動が円滑に進むように支援を行う。 ○川口地区更生保護サポートセンターの移転及び保護観察面談場所の確保により、保護司の活動をサポートした。 ○退職する市職員に対し、保護司制度の周知、働きかけを行う。
広報・啓発活動の推進	○”社会を明るくする運動”について、市内掲示板、キャスティビジョン、市役所内モニター、きらり川口情報メール、市ホームページ、広報かわぐち、コミュニティバス、イエローライトアップなど周知の機会を拡充し広報活動を行う。 ○広報かわぐちの裏表紙にて、３か月に１回の頻度で保護司のPRを行う。